

平成30年2月2日
東京航空局

東邦航空株式会社に対し、事業改善命令を行いました ～ 安全運航のため厳格に指導監督を行って参ります ～

東邦航空株式会社において、整備規程によらないで航空機の整備を行い、また、航空日誌に必要事項が記載されていなかったことが認められました。よって、東京航空局は本日付けで同社に対し、航空法第112条の規定に基づく事業改善命令を行いました。

平成29年11月8日に群馬県で発生した東邦航空株式会社所有の回転翼航空機の航空事故に関し、同社に対し行った報告徴収並びに平成29年12月25日～27日及び平成30年1月17日～18日に実施した立入検査の結果、同社が運航する航空機において、国の認可を受けた整備規程によらない整備や航空日誌への必要事項の未記載が繰り返し行われていたことが判明しました。

また、安全に影響を及ぼす事象が発生した場合、直ちに必要な対応を行うとともに、事実関係を調査し原因を究明した上で、適切に再発防止策を講じるという安全管理システムが十分に機能していないことも認められることから、本日、同社に対し事業改善命令を行いました。

なお、当該事故の原因については、運輸安全委員会が調査中であり、因果関係は不明です。

(事業改善命令において指示した内容)

1. 安全意識の再徹底及びコンプライアンス教育の実施
2. 安全管理体制の再構築
3. 整備体制の再構築
4. 航空日誌の記載に係る規程類の見直し

東京航空局としては、同社において講じられた措置を確認し、安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行って参ります。

添付資料：航空輸送の安全確保に関する事業改善命令

【問い合わせ先】

東京航空局 安全統括室	前任航空事業安全監督官	渡部	電話：03-5275-9307（直通）
	前任整備審査官	大平	電話：03-5275-9327（直通）
			FAX：03-5216-5571

東空運第12681号
東空安第7号
東空審第120号
平成30年2月2日

東邦航空株式会社

代表取締役社長 宇田川 雅之 殿

国土交通省 東京航空局長

山口 一朗

航空輸送の安全確保に関する事業改善命令

平成29年11月8日、群馬県多野郡上野村において、貴社所属アエロスパシアル式AS332L型（JA9672）が、物資輸送完了後、栃木ヘリポートまでの空輸中に墜落し、搭乗者4名全員が死亡するという航空事故が発生した。

今回の事故原因については、現在、運輸安全委員会において調査中であるが、同事故の発生を踏まえ、航空法第134条に基づき貴社に対し報告徴収並びに平成29年12月25日から27日及び平成30年1月17日から18日にかけて同条に基づき立入検査を実施したところ、下記1. のとおり輸送の安全を阻害している行為が認められた。

については、同法第112条及び同法第124条において準用する同法第112条の規定に基づき下記2. に掲げる措置を速やかに講ずるよう命令する。

講じた措置については、平成30年3月2日までに報告されたい。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して90日以内に国土交通大臣に対して審査請求を行うことができる。

記

1. 輸送の安全を阻害している行為

今回の立入検査において、別紙のとおり、認可を受けた整備規程によらない

で航空機を整備したこと及び航空日誌に記載すべき事項（航空機の航行の安全に影響のある事項）が記載されていなかったことが確認された。

加えて、現場での整備作業を管理し適切に実施させる整備部間接部門が、現場の整備士に必要な指示を行うなどその組織的な責任を果たすことが出来ていなかったことも確認された。

また、東京航空局からの指摘を受けるまで、自らこれらの事柄を確認し、直ちに改善活動を開始することが出来なかった。

以上より、貴社においては、航空運送事業者が担うべき安全確保への責任・自覚や法令遵守の意識が欠如し、安全に影響を及ぼす事象が発生した場合、直ちに必要な対応を行うとともに、事実関係を調査し原因を究明した上で、適切に再発防止策を講じるという安全管理システムが十分に機能していないことが認められる。

2. 講ずるべき措置

航空運送事業者は輸送の安全を確保することが最大の使命であり、絶えず輸送の安全の向上に努めなければならない。

輸送の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全の方針の達成に向けて、安全統括管理者を中心として全部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要であるとの認識のもと、以下の措置を講じること。

(1) 安全意識の再徹底及びコンプライアンス教育の実施

全社員に対して安全意識の再徹底並びに法令及び規程等の遵守に係る教育を行うこと。

(2) 安全管理体制の再構築

安全に影響を及ぼす事象の発生を確実に捉え、適切な評価・分析をし、必要な再発防止策が講じられるよう、専任の安全推進部門を配置する等、貴社の安全管理体制を再構築すること。

(3) 整備体制の再構築

整備部門において、運航整備（地方基地等で行う定例整備を含む。）が適切に行えるよう同整備作業を常にサポートする部門や十分な整備機会が確保できるよう全社の運航を統制する部門を配置する等、貴社の整備体制を再構築すること。

(4) 航空日誌の記載に係る規程類の見直し

運航中に不具合が発生した場合等において、航空機の航行の安全に影響のある事項について、運航乗務員及び確認整備士により確実に航空日誌に記載が行われるよう運航規程及び整備規程等の見直しを行うこと。

1. 報告徴収並びに平成 29 年 12 月 25 日～27 日及び平成 30 年 1 月 17 日～18 日の間に貴社に対し立入検査を実施し、運航する航空機の整備作業状況を確認したところ、次の事柄について認可を受けた整備規程によらないで航空機を整備した。

- ① 確認整備士が航空機不具合報告書を作成していない事例が見受けられた。
- ② 整備部間接部門は、社内メール等で不具合情報を伝達されていたものの、不具合処置に係る業務（整備作業の指示、作業の適正確認等）を実施していない事例が見受けられた。
- ③ 整備を実施したにも係わらず航空日誌に必要事項を記載しなかった事例が見受けられた。
- ④ 製造者が指定する方法に基づかない方法で整備を行った事例が見受けられた。
- ⑤ 領収検査の実施やサービサブルタグの発行が行われていなかった事例が見受けられた。

2. 平成 30 年 1 月 17 日～18 日の間に貴社に対し立入検査を実施し、運航中の不具合に対する運航乗務員の対応状況を確認したところ、航空法第 58 条第 2 項の規定により航空日誌に記載すべき事項（航空機の航行の安全に影響のある事項）が記載されていない事例が見受けられた。